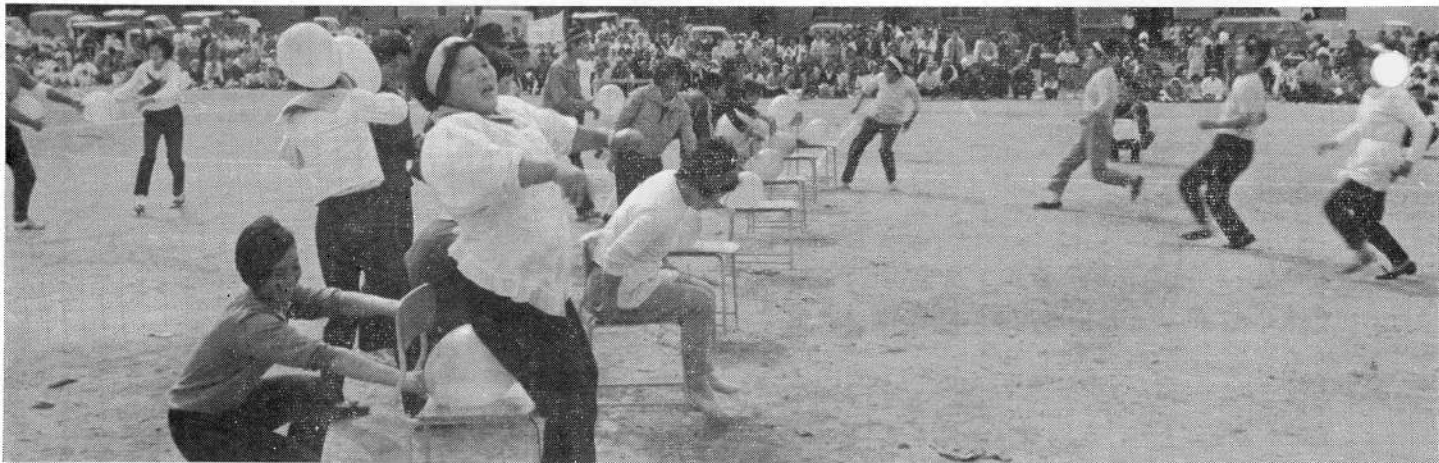


！カッパ



楽しかった一日

十月十日の体育の日に先だつて、去る九月二十七日村民体育祭が実施されました。

この日も心よい秋晴れの日で、昆布取りも一段落し、村あげの村民体育祭で、弁当の荷物を背負ったおじいちゃん、おばあちゃん、皆が、お孫さん方の元気に走る姿、お母さん方のたのしい競技にヤンヤの応援合戦をくりひろげていました。

よびものの仮装大会でも各部落会の努力の成果があつて盛大に終了することができました。

村民体育祭 9月27日

11月号

議会だより

テレビ17台を寄附採納

小学校へ備品教材として

父母と先生の会《第3回定例会》

昭和45年鹿部村議会第3回定例会は9月24日午前10時より開会され主な議決事項は次のとおりです。



新助役 大堀良一

明治42年11月2日生

【経歴】

- 大正15年3月 鹿部郵便局出向を命ぜられる
- 昭和20年8月 鹿部郵便局通信書記を免ぜられる
- 昭和22年9月 鹿部村役場書記補を命ぜられる
- 昭和32年11月 鹿部村収入役に選任される
- 昭和45年9月まで(12年10ヶ月)



新収入役 小田輝次

大正10年3月30日生

【経歴】

- 昭和16年8月 鹿部村書記補を命ぜられる
- 昭和19年6月 臨時召集により応召
- 昭和19年9月 臨時召集解除
- 昭和20年 引続き鹿部村役場に勤務
- 昭和45年9月まで(この間産業課長・水道・水産課長など歴任)

▽意見書
北海道東北新幹線最優先着工について
全国新幹線鉄道整備法の成立にともない、新幹線鉄道建設の方向が決定され、国土の均衡ある開発、経済の安定と長期的発展をめざし、大量高速輸送体系の背景となる本土縦貫新幹線鉄道建設が不可欠のものとされて

▽台風災害復旧資金の借入
村貸付条例にもとづく貸付金としての資金二百万円の借入をする。
▽寄附採納
鹿部小学校の備品教材として利用する目的でテレビ(東芝二〇吋)十七台を教材として鹿部小学校父母と先生の会より寄附採納がありました。
▽固定資産評価審査委員会委員の選任
鹿部村固定資産評価審査委員会の委員古城新一さんが四十五年九月十五日をもって任期満了となり古城新一氏(大正五年十一月九日生)が再選されました。

第3回定例議会

助役・収入役・教育委員が選任

《第五回臨時議会》

四十五年第五回臨時議会は十月一日午後一時より開会されました。

▽教育委員の選任について
任期満了した三人の教育委員(松崎繁四郎・高西武夫・立部誠一)がそのまま再選されました。

▽助役の選任について
鹿部村助役十村勝治氏が九月三十日付をもって辞任したため、後任の助役にこれまで永い間収入役を勤めてきた字鹿部六番地大堀良一氏(明治四十二年十一月二日生)が選任されました。

▽収入役の選任について
鹿部村収入役大堀良一氏が九月三十日付をもって辞任したため後任に字鹿部小田輝次氏(大正

おるところから、東北、北海道地方の広域的な産業開発の整備が急がれていることで村議会として地方自治法第九十九条第二項により政府に対し、早期完成の意見書を提出しました。

十年三月三十日生)が選任議決されました。

▽特別職職員給与に関する条例の一部改正
収入役の給料月額「二〇、〇〇〇円」を「二一、五〇〇円」に改正されました。
▽教育長の給与勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
教育長の給料月額「二〇六、〇〇〇円」を「月額二一三、〇〇〇円」に改正。

一般会計補正予算

九〇三千元を追加

総額三八九、四七八千元となる

《第六回臨時議会》

第六回臨時議会は十月二十日午後一時より開会されました。

▽一般会計補正予算
総務費 三二五千元追加
(村例規集代三〇〇千円、旅費四〇千円、戸籍住民台帳用紙二〇千円追加)
民生費 二〇千円追加
(保護司会助成金など)

衛生費 三五千円追加
(薬品代など)
農林水産業費 六五千円追加
(旅費・需用費など)
商工費 三八千円追加(旅費)
消防費 八〇千円追加(旅費)
教育費 一六〇千円減
(中学校煙筒支柱工事 二六〇千円減、負担金一〇〇千円追加など)

災害復旧費 一九〇千円追加
諸支出金 二〇千円追加
予備部 三〇〇千円追加

▽役場の位置変更条例の制定
鹿部村役場の位置を次のとおり変更する
鹿部村字宮浜二九九番地

▽工事請負契約の締結
役場庁舎建設工事施行のため次のとおり工事請負契約をする。
契約の目的：鹿部村庁舎建設工

事
契約の方法：指名競争入札
契約金額：六八、五〇〇千円
契約の相手：八雲町
松原組株式会社

鹿部小学校生徒作品



スリップ事故を防ごう

— 雨・雪道は十分な車間距離を —

雨や雪の降るときには、スリップによる事故が心配されます。なかでもブレーキをかけてもスリップし、追突するという事故が非常に多く起こっています。

雨降りや雪道では、とくに車間距離を十分にとることが必要です。追突をさけるために必要な距離は走行速度60キロの場合は30メートル、40キロの場合は20メートルといわれています。

しかし、これは夏道の場合ですので、雨降りや雪道下り坂などでは長めにとらなければなりません。

また、雪の降り始めの頃には、山間部の峠などでスノータイヤやチェーンの用意がなく、大きな事故が起こっています。必ずチェーンを用意しましょう。

スリップ、追突などの事故を防ぐため、次のようなことを守りましょう。

- 制動灯、ブレーキの点検整備を確実にしないましよう。
- 速度に応じた適度な車間距離をとりましょう。
- ムリな追い越しはやめ、早めに合い図をし、早めにブレーキをかけましょう。
- 完全なスベリ止め装置をしましょう。

ぼくらの交通安全標語

昭和45年秋の交通安全運動の行事のひとつとして行なわれたこの標語募集は全部で114点の作品が応募されました。これらの作品は、本村の交通安全事故防止のための啓発資料として利用されます。応募作品の中から次の15点が入選と決まりました。

- ◎最優秀作品 五年 中野 貴之
おとうさん 今日も無事故で まずいっぱい
- ◎第1位 六年 中村 鉄雄
一秒まつ 心のゆとりが 身を守る
- ◎第2位 四年 川原 美鈴
きけんがいっぱい 車のうしろ
- ◎第2位 六年 種崎 利也
かるいハンドル 重い責任
- ◎第3位 四年 高石 利美
カーブだよ よく見てまがれ あいずして
- ◎第3位 五年 武藤 小夜子
信号機かわったときも左右見て
- ◎第3位 四年 笠原 真紀夫
心のあせりが 事故のもと
- ◎佳作 六年 吉田 雅之
追い越し運転 事故のもと
- ◎佳作 四年 横山 陽子
のむならやめよう うんてんを
- ◎佳作 五年 高野 幸子
いそいでもかならずとまれ横断歩道
- ◎佳作 二年 木村 まきひろ
車もぼくも わたしも きそくまも って明るい子
- ◎佳作 六年 村田 明美
とび出すな 車はたくさん右左
- ◎佳作 三年 中根 肇
気をつけよういねむり運転 事故のもと
- ◎佳作 三年 盛田 典男
車のブレーキゆるめても 心のブレーキゆるめるな
- ◎佳作 四年 村元 らん子
どうろだよ あそべばこわい あのよゆき

交通事故相談早わかり (その6)

▼法律扶助制度

裁判をおこしたいがその費用がなくてこまっている人のために、札幌、函館、釧路、旭川の各弁護士会に法律扶助協会があります。この協会に扶助の申請をして、これが決定しますと、協会から弁護士に裁判費用などを立替えて支払われます。

依頼者は、事件が解決したときは立替えられた金を支払えばよいのです。この扶助を受けられる人は、裁判に勝つ見込みがあり、生活の余裕のない人か、またはこれに準ずる被害者です。

▼弁護士に依頼
裁判になると手続きや法廷技術がむずかしく、どうしても弁護士に依頼することが必要です。知り合いの弁護士がいなくても、札幌、函館、釧路、旭川の各弁護士会の交通事故処理委員会に相談してください。

強制保険の制度……

▼すべての自動車損害賠償保障法によってすべての自動車とバイクは、強制保険に加入しなければ運転できないことになっています。被害者は、この保険によって最低限度の救済を受けることが

できます。一人についての限度額は次のとおりです。

- 死亡したとき
- 死亡による損害については 五〇〇万円
- 死亡までのけがの治療など 五〇万円
- けがをしたとき
- けがによる損害については 五〇万円
- 後遺障害については医師の証明した等級により 十九万円～五百万円

請求できる内容については、損害賠償請求の内容で説明したとおりですが、身体の一部とみなされない「物」の損害についてはこの保険は適用されません。

▼請求のしかた

○普通の場合
普通の場合、加害者が被害者に治療費などの賠償金の支払いを終えその領収書を受け取ってから保険請求に必要な書類を添えて保険会社へ請求します。

○被害者も請求できる
示談が長びくとか、加害者に誠意がない場合には、被害者の方からでも、加害者の加入している保険会社に対して損害賠償額の請求ができます。
この請求と、つぎの請求は二年間請求しないでおくと時効になります。保険金をもらえなくなります。

プロパンガスの正しい使い方

点火前には

▼ガス洩れがないかどうか確かめてください。

▼LPガスにはガス洩れがすぐわかるように特有の臭いがつけてあります。

点火時には

▼マッチを炎口に近づけてから、コックを開いて点火してください。

▼炎口全部にまんべんなく着火したかどうか確かめてください。

▼青い炎（完全燃焼の炎）になるように空気孔を調整してください。

使用中には

▼ときどき窓や扉を開け換気をしてください。LPガスが完全燃焼するためには、多量の空気が必要です。しめきった部屋で長時間使用すると、室内の空気が不足して不完全燃焼を起こし有害な一酸化炭素が発生しますから注意してください。

使用中に火が消えたとき

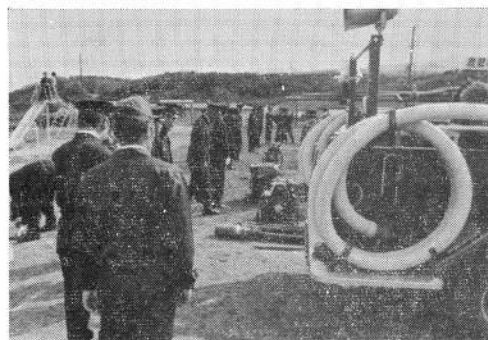
▼あわててすぐに点火するのは危険です。洩れたLPガスは低い所にたまりやすいので窓や扉を開け、ガスを屋外に充分追い出してから点火してください。

使用後は

▼コックおよび元栓を完全に閉めてください。



鹿部村消防団の秋期演習が十月二日午後一時より鹿小グラウンドにおいて挙行されました。この日秋晴れの天候のもとで消防団の日頃の消防操法の成果を披露、各分団ごとの小隊訓練のあとポンプ操法、機械器具点検などを行なったあと、市街パレード漁港中央阜頭においてポンプ水上げ実地訓練を実施しました。



火災予防をかねて行なわれたこの秋期演習は成功に終わりました。

秋期消防演習終了

海難防止には細心の注意を

意によるものです。

最近、斜里、白糠でのサケ定置起し船の転ぶくが相つき、沿岸部の海難事故が目立っています。

最近における漁業生産はその向上をめざして漁船が大型化され、操業区域も拡大されてきました。それだけ、自然環境の中で、予測できない事態にあり機会が増えています。海上での自然のおそろしさは、沿岸、沖合、遠洋など、海岸からの距離に関係なく、いつも海難の危険性をもっています。操業にあたっては、漁船乗組員や船体の安全を確保するため、海難事故に細心の注意を払うことが必要です。

海難の原因には、いろいろありますが、その大半は乗組員の不注意

船長や漁労長は漁業作業中はもちろん、航行中でも乗組員の動行について万全な指揮監督をしていただきたいものです。

もしもあやまって海中に転落したときのために「海上安全作業衣」を着用しましょう。

このため、道では海上保安部や指導漁連と協力して、漁船の出港から帰港まで、乗組員は常に「海上安全作業衣」を着用しましょう。これからは、イカ、サンマ、サケの盛漁期になります。尊い人命を守るため、また、安全作業衣を備えていない漁船乗組員のかたは早く購入して海難事故に備えてください。また家族ぐるみ、浜ぐるみで、この運動を積極的に進めるようにしましょう。

第1回子供会

球技大会終る

《鹿中にて》

十月十日の体育の日に各地域ごとの子供会の球技大会が開催されました。

この日、選手二五〇名が参加、元気に体育の日にふさわしいプレーを見せてくれました。

この球技大会の企画運営は子供会の手によって実施されましたが第一回目としては成果がみとめられました。

場所 鹿部中学校

種目 ドッチボール(小学生) ソフトボール(中学生)

成績

◎ドッチボールの部

優勝：ポプラ子供会

準優勝：つくし・こまがた

け子供会

◎ソフトボールの部

優勝：海の子子供会

準優勝：ポプラ子供会



衣

秋から冬への変わり目はからだはまだ寒さに馴れ切れないので、夕方は急に冷えこみ、ここの冬は早く来たのかと錯覚をしがちです。日中の暖かさに頼って、まだ大丈夫と薄手の服装で出掛け夜遅くなり寒さに唇を紫色にして帰ってくる人のために、邪魔でもカバンの中にカイロを一枚入れておいておいたらいかがでしょうか。空模様とにらみ合わせ、レインコートも重宝です。

春まで不用の衣類はぜひ今月中に始末しておきましょう。防寒のための仕度も早めを意識し、家族一人一人それぞれに用だに合った服装を……たとえれば、足腰の弱いお年寄りの方とか、肩のこりやすい方などそれぞれ考えましょう。

食

ホーレン草、カリフラワ、ワー、シユンギク、ネギ大根、白菜など野菜はたくさん出まわりました。それにキノコ類もおいしい季節です。生しいたけなどは、年中ありますが、このごろが特に味がいいようです。魚類もわりに豊富です。アジ、サンマ、タラ、ヒラメ、

イカ、ブリ、マグロ、それにアサリやハマグリも……ちよつと寒さを覚える晩、こうした材料でナベ料理はいかがでしょう。これらに、トウフなど加えて煮ながらいただきますと、お部屋中が湯気でいっぱいになり暖かさもいっぱいです。

住

十一月に入ると、そろそろ火の気がこいしくなります。各ご家庭でも、暖房用のストーブを押し入れから出していつでもつけられるように用意していることでしょうか。

ふだん、めったに開閉しない戸や、片一方だけしか開けないガラス戸の一方は、この際目張りなどをあけて、できるだけ暖房効果をあげる工夫をしてみましょう。カーテンもこれまでのものよりも少し厚手のものと取りかえたり、もし手猶があったら二重カーテンを引くと暖かさはぐんとあがります。ストーブをつけっぱなしにしておくと部屋の中の空気が汚れ頭痛がしてくることがあります。これは一酸化炭素のせいですから時間を見てときどき窓を開けて部屋の換気をしましょう。

住みよい社会をつくる

郵便貯金

～国づくり町づくり～

大きな役割

郵政省では十月一から十月三十一日までの一ヶ月間関係各方面のご協力を得て「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」を行っています。みなさまからお預かりしている郵便貯金の現在高は六兆八千億円に達しており、これを一万円札で積みあげますと何んと富士山の高さの二十倍にもなります。山と積まれたこの巨額のお金は団地のアパートをつくる日本住宅公団に住宅資金を貸してくれる住宅金融公庫などに融資されており、また身近には、中小企業金融公庫や国民金融公庫などを通じて、お医者さんや商店にもたくさん貸し出されております。さらに全国の町や村にも融資されておられ、上下水道をはじめ学校を建てたり、道路を舗装するためにも、どんどん使われております。

このように郵便貯金は「たったいま通った道にも橋にも」生かされているわけで、みんなの暮らしをより豊かに、そして公害のない住みよい社会をつくるため、活用されております。

役場執務時間の変更

役場の執務時間が次のように変更されましたのでお知らせします。

▷勤務時間◁

午後9時～午後5時まで
(ただし土曜日は12時15分まで)

▷実施期間◁

自45年11月2日～46年3月31日まで

全村税の納期が終了しました

未納の方は早急に納入して下さい

・・・明るい郷土建設は村税の完納が第一歩です・・・

道夫一家



所得比例年金

十月から実施

十月から所得のある方を対象とした所得比例年金がとり入れられました。

この制度は、保険料を多くかけて年金を多く受けようという制度です。

この所得比例年金に加入すると、通常の老令年金のほかに所得比例保険料を納めた月数に応じて年金が加算されます。

加入できる人
国民年金に加入している方で所得のある人は、だれでも加入できます。

所得比例保険料
月額三五〇円（定額分四五〇円）
十所得比例分三五〇円で計八百円

所得比例年金額
保険料を二十五年納めた場合、月一、五〇〇円
（四十年の場合は月二万円）
この制度に加入を希望される方は印鑑持参のうえ、役場民生課年金係まで申し出て下さい。

野犬・放し飼犬は 処分します

村条例により畜犬の飼育者であっても二メートル以内で、けい番しなければなりません。

最近畜犬による家畜の被害が増大しておりますので家畜の被害を防止し住民の安全を守るため放し飼いはやめましょう。
けい番されていない犬は、野犬とみなして処分しますので、住民のご協力をお願いします。

国民年金の保険料を 忘れずに納めましょう

老後の生活を楽しく豊かに願うのは、私たちみんなの願いです。この願いをこめて生まれたのが国民年金で、今年で九年目になり任意加入した十年々金は四十六年度より年金額六万円支給されますので、未納にならないよう納めましょう。またちよっとの不注意により障害母子年金など受けられる年金をフイにしたくないものです。そのためには毎月各区の協力員、または役場に納付して下さい。

この運動は、わたくしたちの身のまわりにいる気の毒な方々や生活に困っている家庭に、みんなであたたかい愛の手を差し伸べようとするものです。
この運動で共同募金会によせられた義援金は、社会福祉施設のお年寄りや、子どもたち、病院の長期療養者、生活に困っている家庭に配分され大きなげましになります。

歳末たすけあい運動 協力しましょう

ことしも十二月一日から「道民歳末たすけあい運動」がはじまります。

この運動は、わたくしたちの身のまわりにいる気の毒な方々や生活に困っている家庭に、みんなであたたかい愛の手を差し伸べようとするものです。

この運動で共同募金会によせられた義援金は、社会福祉施設のお年寄りや、子どもたち、病院の長期療養者、生活に困っている家庭に配分され大きなげましになります。

この運動の期間中には、みなさんの心あたたかい義援金、衣料、食料のご協力をお願いします。

なお、義援金は、村の共同募金会、郵便局、NHKで受け付けてます。

鹿部村歴史物語

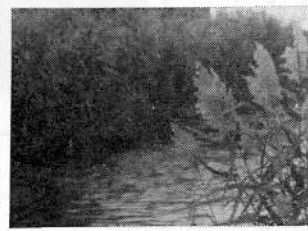
(2)

郷土二百年前を語る

鹿部「螢の里」史話 (一)

昔々二百年前、郷土鹿部は螢（ほたる）の美しい里であった。これが今も昔に変わらぬ螢の名所であったら、北海道には珍しい「螢の里」として、温泉鹿部村の夏は螢狩りに集る観光客でにぎわった事であろうと考えられる。

螢は昔アイヌ人はニンニケツプと言って、その神秘的な光りを神の力によるものとして、不思議な小虫と思っていた。



て鹿部へ入った。それは五月二十九日(旧曆)で、アイヌ舟でケカツ浜・黒羽尻岬・常呂・大岩・シシベを過ぎ、亀泊で湯煙り立つ浜を見つた夕方鹿部に着いた。舟を上って人家まばらな小道を通り、運上屋(海産物交易所・通行人宿泊所)に泊る事とした。その夜である。彼は波の静かな海辺へ出た。すると浜の草むらに螢の群れが美しく光るのを見た。ゆりかごの歌のような波音のリズムの中に、絶えず明滅する螢の光り。月影無き月末の暗夜を照らす螢火の輝きは、空の星かと思まがうよう、彼はこの夜景に見とれて立ち去り難きものを感じた。また螢が浜風にさそわれて芽ぶきの浜家の軒端を飛び窓内にまで入る。灯りの乏しい家もその光りで明るさを増すようにも見えた。彼は蝦夷地へ来て四年にもなるが、こんな多くの螢を見るのが初めてであると、この螢の里に心から感嘆した。(続く)

この物語りは約二百年前の寛政三年に、三河国(愛知県)の菅江真澄と言う紀行家が、鹿部へ来て一泊した旅日記によるが、実に興味深い話である。

菅江真澄は旅を好んで天明八年(一八二二年)松前へ渡り、四年間滞在して道南沿岸東西各地を巡った。国学者で歌人の彼はよくアイヌに和して見聞した土地の状況を詳細に書き残した。名文で当時の人情風俗も巧みに写している。その紀行日誌によると、彼は寛政三年夏松前から東に進み、恵山岬を回り、尾札部で一泊し

(小林露竹史談採集帖より) 小玉健記